

港湾貨物運送事業における

第13次労働災害防止計画

はじめに

港湾貨物運送事業における労働災害は、会員事業場はじめ関係者のたゆまぬ努力の結果、大幅な減少が認められ、港の安全衛生の状況は大きく改善しています。

しかしながら、死亡災害の減少傾向に鈍化がみられることや、強度率が全産業と比較して高いなど、重篤な災害が発生するおそれは依然として小さくありません。

また、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策などに取り組むことが必要となっているほか、傷病を抱える労働者の健康確保対策を推進することも求められています。

こうした中、誰もが安心して健康に働くことができる港を実現するために、経営トップ、各管理者、作業員、港湾労働災害防止協会等の関係者が、一丸となって港全体で目指す安全衛生の目標や重点的に取り組むべき課題を定めた「港湾貨物運送事業における第 13 次労働災害防止計画」（以下「港湾 13 次防」という。）を策定します。

1 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年間

2 計画の目標

- ① 死亡災害の撲滅
- ② 死傷者数（休業 4 日以上）年間 100 人未満

3 安全衛生を取り巻く現状と課題

（1）労働災害の発生状況（表 1～4 参照）

ア 死亡災害の発生状況

平成 25 年から平成 29 年（1～12 月）までの第 12 次労働災害防止期間中の死亡者数は 20 名で、第 11 次計画期間中の死亡者数と比較して 3 分の 2 に減少しました。

しかしながら、延べ労働時間当たりの労働損失日数を示す強度率についてはなお高い水準にあり、重篤な災害の防止に向けた取り組みを強める必要があります。

同期間中の死亡災害についてみると、起因物別では「物上げ装置・運搬機械」が14件、事故の型では「はさまれ・巻き込まれ」又は「激突され」に分類される災害が合計で14件となっており、いずれも全体の7割を占めています。

また、多くみられる災害としては、

① 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害(8件)

揚貨装置、クレーン、移動式クレーンを使用する作業において、荷に激突され、又は荷と船倉の壁などとの間にはさまれる災害

② フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害(6件)

フォークリフト、ストラドルキャリアなどの動力運搬機を使用する作業において、当該運搬機械や積荷に激突される災害

③ 船内荷役作業での高所からの墜落災害(2件)

船内荷役作業において、ハッチコーミング、コンテナなどの荷の上、船倉に降りるタラップなどの高所からの墜落又は転落による災害

④ 海中への転落災害(2件)

岸壁から本船に移り移る際や、岸壁における作業、はしけ上の作業などの際に、海中へ転落する災害

が発生しており、これらの災害について再発防止の対策を講じることが最も重要な課題です。

イ 死傷災害の発生状況

平成25年から平成29年までの第12次労働災害防止期間中の死傷者数(死亡及び休業4日以上)の災害は694名で、第11次計画期間中の死傷者数と比較して17.9%減少しました。

同期間中の死傷災害についてみると、事故の型別では「墜落・転落」が29.4%、「はさまれ・巻き込まれ」が24.4%となっており、この2つの類型で全体の5割を超えています。

起因物別では「物上げ装置・運搬機械」が28.2%、次いで「荷」が20.3%、「仮設物・建築物・構築物等」が19.7%となっています。

このうち、機械関連した災害(396名)についてみると、「フォークリフト」が27.0%、次いで「移動式クレーン」と「揚貨装置」がともに14.9%、「ガントリークレーン」が12.3%となっています。

また、経験年数別では、10年未満の労働者が48.3%と約半数を占めており、このうち1年未満の労働者の割合が10.7%となっています。

(2) 死亡災害の撲滅を目指す対策の方向性

港湾の現場では、重量物を取り扱う作業や、高所での作業が行われていますが、これらの作業には、荷との接触や墜落・転落などの重篤な災害が発生する危険(リ

スク)が内在しています。

また、荷役運搬機械の大型化と作業のスピード化が進むとともに、複数の事業者が混在・近接して、各種荷役や関連作業、検数・検定等の作業が行われていることから、フォークリフトなどの荷役運搬機械との接触による災害が発生する危険(リスク)も小さくありません。

したがって、個々の事業場において何年間も労働災害が発生していない(注1)としても、重篤な災害が発生するリスクは依然として存在していることを前提として、過去の死亡災害事例等を踏まえ、作業現場におけるリスクの洗い出しを的確に行った上で安全対策を進める必要があります。

注1:休業災害の発生率は、50人の事業場で平均6~7年に1件(年千人率3.1)

(3) 労働災害の大幅な減少を目指す対策の方向性

労働災害の防止に最も有効な対策は、危険な作業そのものをなくす本質安全化(墜落による危険をなくすために高所での作業を地上での作業に変更することなど)であり、次いで有効な対策は作業に内在する危険と労働者の接触を物理的に防止する工学的対策(囲いや手すりの設置など)です。

しかしながら、港湾の現場は、本船や上屋など作業場所や設備が事業者の管理下にないことが多く、本質安全化や工学的な対策を事業者自らが講ずることが困難な場合もあります。

本質安全化や工学的な対策を取ることができない場合は、通路や危険区域の表示・作業手順の周知・教育訓練の実施などの管理的対策及び安全帯や防じんマスクなどの保護具の使用などの対策を実施することとなりますが、これらの対策に依存する場合には、「人の注意力には限界があること、作業に集中している場合は周りのことには注意が向かないこと」を念頭に、作業指揮者の的確な職務の遂行を図るとともに、誘導者・合図者などの作業者の安全に目配りをする者を配置するなどの措置も併せて実施することが必要です。

また、管理的対策を定着させるためには、日常の安全パトロール等による注意喚起、雇入れ時や配置転換時等の安全衛生教育の実施、危険予知訓練・指差呼称運動・ヒヤリハット運動等の日常の安全衛生管理活動の継続が欠かせません。

労働災害の大幅減少に向けては、港湾の現場の特質を踏まえた管理的対策や安全帯などの保護具の使用等の措置を確実に行うとともに、より安全な作業方法への変更による本質安全化や、工学的な対策の実施に向けて取り組むことが必要です。

(4) 労働者の健康をめぐる動向と対策の方向性

全産業では、定期健康診断において何らかの所見があった労働者、仕事や職業生活に強い不安や悩みストレスを持つ労働者がともに半数を超えており、労働者の

心と身体 の健康対策を進めることが一層重要となっています。

加えて、働きすぎや仕事 が原因で命や健康が損なわれることが大きな社会問題 になっており、長時間労働対策やメンタルヘルス対策の推進が求められています。

また、暑熱な環境下での作業における熱中症の防止、酸素欠乏の危険のある場 所での作業、粉じんが発散する場所での作業、化学物質を取り扱う場所での作業 などでの健康障害の防止も重要な課題です。

さらに、病気を治療しながら仕事をしている人が労働力人口の 3 分の 1 を占めて おり、職場におけるこれらの人への支援も課題となっています。

こうした中、労働者の健康を確保するため、健康診断の確実な実施、労働時間の 適正な管理、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策、作業環境の評価とこれを踏 まえた対応などを行うことが重要となっています。

4 重点事項

(1) 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進(特定災害の防止)

死亡災害の撲滅に向け、以下のア～エに掲げる災害を死亡等の重篤な結果が 生じる恐れの高い「特定災害」として指定し、当該災害の根絶に向けた対策を重点 的に取り組むこととします。

ア 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止

(ア) 作業主任者の選任及び安全確認等の職務の励行

揚貨装置、クレーン、移動式クレーンを使用する作業を実施するに際しては、荷 に激突され、又は荷と船倉の壁などとの間にはさまれる災害を防止するため、船内 荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者等に作業開始前の荷 や玉掛用具の点検、合図方法及び退避場所の周知、作業の直接指揮等の職務を 励行させる。

(イ) 作業前の作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底

作業開始前のミーティングなどにおいて、動力クレーンの運転者及び作業者に、 作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底を行うとともに、作業中は指差呼称 を実施し確実な退避を励行する。

(ウ) 指差呼称による退避の確認の励行

作業主任者等の作業の指揮者(合図者)及び作業者は、荷の地切り前及び巻き 下げ前に、指差呼称を行い、退避を励行する。作業指揮者は退避の確認を励行す る。

(エ) 地切り後及び巻き下げ時の一旦停止の励行

動力クレーンの運転者は、荷の動揺による災害を防止するため、地切り時及び巻 き下げ時の一旦停止を励行する。

イ フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害の防止

(ア) フォークリフト通行経路、歩行者通路の表示の励行と誘導員の配置

フォークリフト、ストラドルキャリアーなどの荷役運搬機を使用する作業を行うに際しては、当該荷役運搬機や積荷に激突される災害を防止するために、荷役運搬機の通行経路や作業区域を特定するとともに、歩行者通路の表示、作業員への蛍光ジャケット等の着用を励行する。

また、荷役運搬機の通行経路と歩行者通路が交差する箇所については、荷役運搬機と歩行者のどちらの通行が優先するかを明確にするとともに、指差呼称を実施し、荷役運搬機の徐行又は一旦停止を励行する。

さらに、作業員や検数員等が混在する場所において荷役運搬機械を用いた作業を行う場合は、誘導員を配置する。

(イ) 沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所等の周知徹底

沿岸荷役主任者等を選任し、当該主任者に、作業前ミーティングにおいて、作業方法、合図方法、退避場所等を周知徹底させるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

(ウ) 荷役運搬機械に対する工学的対策の促進

荷役運搬機械へのバックモニター、近接警報装置、自動停止機能を設けるなどの工学的対策の促進を図る。

ウ 船内荷役作業での高所からの墜落災害の防止

(ア) 親綱等の設置及び安全帯の使用の励行

船内荷役作業において、ハッチコーミング、コンテナなどの荷の上、船倉に降りるタラップなどの高所からの墜落、又は転落による災害を防止するため、作業の性質上 囲い・手すり等の設置が困難な場所において作業を行う場合は、必要に応じて親綱等を設置のうえ、安全帯の使用を励行する。

また、船倉へ昇降に際しては、キーロック式の安全帯の使用を励行する。

(イ) 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者に作業前ミーティング等において安全帯の着装を確認させるとともに、親綱の設置、安全帯の使用の確認、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

(ウ) 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討

作業方法の変更による高所作業の削減や、囲い・手すりの設置などの工学的対策の促進を図る。

なお、港湾設備や船舶設備の改善については、必要に応じて、港湾設備の管理者、船主等の港湾関係者に、要請を行う。

エ 海中への転落災害の防止

(ア) 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行

岸壁から本船に乗り移る際や、岸壁における作業、はしけ上の作業などの際に、海中へ転落する災害を防止するため、岸壁と本船の間の通行に際しては、転落防止用ネット付きの昇降設備の使用を励行する。

(イ) はしけ作業等における救命胴衣の着用の徹底

はしけでの作業について、救命胴衣を着装するとともに、その他の作業についても、海への転落の危険がある場合は、救命胴衣又は救命具の着装を励行する。

(ウ) 岸壁作業における荷役運搬機等の海への転落の防止

岸壁で荷役運搬機等を使用して作業を行う場合は、作業区域を設け、又は誘導員を配置するなど、当該荷役運搬機が海に転落することを防止するため措置を講じる。

(エ) 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者に作業前ミーティング等において救命胴衣等の着装を確認させるとともに、通行設備の設置、誘導員の配置の確認、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

(2) 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進

特定災害を含め労働災害の大幅な減少を図るため、以下の対策を推進します。

ア 事業場における安全衛生対策の強化

(ア) 経営トップの主導による安全衛生管理の充実

安全管理活動の定着には事業場を挙げて取り組むことが必要不可欠であることから、経営トップは積極的に安全最優先の姿勢を示すとともに、安全衛生管理体制の充実を主導する。

また、職場巡視などの積極的な実施等により、港湾貨物運送事業労働災害防止規程(以下「防災規程」という。)の順守を期する。

(イ) 職場の危険を低減するための対策の推進

指差呼称、安全の「見える化」、危険予知活動、ヒヤリハット運動などの安全管理活動を積極的に推進することにより、職場のひそむ危険やヒューマンエラーの低減を図るとともに、現場の作業条件や作業方法の見直し、改善を推進する。

作業方法や職場環境の改善に当たっては、本質安全化や工学的な対策の実施の可能性について検討を行う。

(ウ) 作業主任者等の配置と職務の励行

船内荷役作業、沿岸荷役作業など作業主任者の選任を要する作業については、資格を有する作業主任者を配置するとともに、作業者の安全を確保するため当該

主任者に直接作業の指揮を行わせることなどの職務の励行を徹底する。

(エ) 雇入れ時の教育をはじめとする安全衛生教育の充実

経験の浅い者の災害を防止するため、雇入れ時の教育の実施を徹底するとともに、危険体感教育などの教育の充実を図る。

イ 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進

(ア) 安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導

港全体での安全パトロールを積極的に実施し、災防規程の遵守に向けた助言・指導を行う。

(イ) 指差呼称、危険予知活動等の災害防止活動の活性化への支援

安全パトロール時に指差呼称を率先して実施し、事業場における指差呼称の定着化を支援する。

また、安全衛生に関する部会や研修会等を開催し、危険予知活動、リスクアセスメント等の災害防止活動の活性化を図る。

(ウ) 中小規模事業場に対する安全管理士(員)等による支援

本部または総支部に駐在する安全管理士(員)等を活用し、中小規模事業場に対し、職場の実態に応じた安全衛生管理の推進を支援する。

(エ) 災害情報及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進

災害情報のデータ化を推進し、会員事業場において活用を図るとともに、安全の「見える化」や工夫改善事例を収集し、好事例の普及を図る。

(オ) 全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成

全国港湾労働災害防止大会の実施等により安全衛生に関する気運の醸成を図る。

(カ) 安全衛生水準の向上のためのマニュアル等の策定・周知

安全水準の一層の向上を図るため、船内作業、沿岸作業、フォークリフト作業に係るマニュアルを作成し、普及を図る。

また、リーチスタッカーなどの大型荷役機械について、作業マニュアルの策定を図る。

(キ) 時宜に応じた災防規程の見直し

労働安全衛生関係法令の改正等を契機とし、時宜に応じた災防規程の見直しを行う。

ウ 港湾関係者との連携の推進

ガントリークレーン等の設備や岸壁の改修等の港湾設備の改善、揚荷装置や通路への手すりの設置などの船舶設備の改善、並びに荷役作業時間の確保などについて、港湾管理者等の港湾設備の管理者、船主等の船舶設備の管理者、荷役作業の発注者、元請者等の港湾関係者に、作業労働者の安全衛生への配慮を要請

する。

また、港湾安全強調期間等における港湾パトロールへの参加要請、必要な指導・啓発を実施する。

(3) 労働者の健康対策の推進

ア 職業性疾病等による健康障害予防対策

(ア) 熱中症予防対策

WBGT値(暑さ指数)を把握し、暑熱時においては、暑さ指数の低減対策・休憩場所の整備などの作業環境管理、作業時間の見直し・熱への順化・水分及び塩分の摂取などの作業管理、及び健康診断結果に基づく対応・日常の健康管理、作業開始時の健康状態の確認などの健康管理を行うとともに、熱中症の危険性に関する教育や異常時の措置に係る体制の整備を期する。

(イ) 腰痛予防対策

荷の持上げや不自然な作業姿勢などによる腰痛を予防するため、床面や照明などの作業環境の改善、他の作業との組合せなどの作業管理の改善、腰痛予防体操の実施などに取り組む。

(ウ) 酸素欠乏症予防対策

長期間閉じられていた船倉の内部、くず鉄・石炭等の酸化しやすい物質が積載されている場所、穀物・飼料等が保管されている場所などの酸素欠乏の恐れのある場所に立ち入る場合は、酸素欠乏危険作業主任者の選任、酸素濃度の測定、立入禁止の表示、換気の実施等の予防対策を励行するとともに、二次災害を防止するため酸素マスク・送気マスクの備付けを図る。

(エ) 粉じん障害防止対策

船倉内において鉱物等をかき落す作業等の粉じん作業については、休憩設備の設置、呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施を励行する。また、船内荷役作業主任者に規格に応じた呼吸用保護具が的確に装着されているかを確認させる。

(オ) 化学物質その他の原因による健康障害予防対策

化学物質その他の原因による健康障害及び危険物の取扱による災害を防止するため、「危険有害業務事前連絡票」の一層の活用促進を図る。

また、危険有害業務事前連絡票や化学物質安全データシート(SDSカード)の情報などにより有害性の恐れがある物質を取扱うに際しては、作業主任者の選任、必要なばく露防止措置の実施、健康診断の実施等必要な措置を励行する。

さらに、石綿、一酸化炭素中毒等による健康障害を防止するため、必要な措置を講じる。

イ 心と身体 の健康確保対策

(ア) 企業における健康確保措置

有所見率の継続的な増加がみられることから、定期健康診断の実施を励行するとともに、有所見者に対する二次検診の実施などのフォローアップに努める。また、産業医や産業保健スタッフの選任など職場内の健康確保体制の充実に努める。

(イ) 過重労働による健康障害防止対策

恒常的な長時間労働の計画的な削減、深夜業を含む業務に従事する労働者に対する健康診断の確実な実施、長時間労働を行った労働者に対する健康相談の実施など、過重労働による健康障害防止のための体制の整備に努める。

(ウ) 職場におけるメンタルヘルス対策等

労働者の心の健康の保持増進を図るため、心理的負荷に関する気づきを促進するためのストレスチェックの実施、受診の勧奨、高ストレス者に対する相談体制の整備、職場環境の改善等に努める。

(エ) 高年齢労働者対策

雇用者全体の内50歳以上の高年齢労働者の占める割合が約3割となるなど労働者の高齢化が進展していることから、中高年齢者に配慮した作業方法の改善、健康の保持増進、快適な職場環境の形成、安全衛生教育の実施などを一層進める。

(オ) 受動喫煙防止対策

適切な受動喫煙防止対策が、労働者の健康の保持増進に資するものであることから、屋外喫煙所の設置等による分煙の実施などの受動喫煙防止対策に一層取り組む。

(カ) 治療と仕事の両立に向けた取組み

疾病を抱える労働者の増加が予想されることから、治療や通院時間の確保、相談窓口の設置、作業の転換、労働時間の短縮など、働きながら治療を受けられる体制の整備に努める。

表1 港湾貨物運送事業における労働災害発生状況の推移

(単位 人)

年 別	災 防 計 画	1 死傷件数（厚生労働省調べ）		2 死傷件数（協会調べ、会員事業場のみ）	
		休業4日以上	死亡災害	休業4日以上	死亡災害
昭和39年		13,347	133	不 明	不 明
49		9,230	79	〃	〃
59		2,387	33	〃	〃
63	第7次 計 画 対 象 期 間	1,396	29	1,196	27
平成元年		1,275	26	1,131	21
2		1,103	28	950	22
3		1,034	29	855	27
4		946	22	832	13
計		5,754	134	4,964	110
5	第8次 計 画 対 象 期 間	826	16	691	14
6		735	15	641	15
7		672	20	578	19
8		590	28	488	20
9		589	17	464	14
計		3,412	96	2,862	82
10	第9次 計 画 対 象 期 間	463	19	358	12
11		411	10	330	7
12		388	11	315	10
13		406	18	331	12
14		389	15	308	15
計		2,057	73	1,642	56
15	第10次 計 画 対 象 期 間	348	12	254	9
16		334	10	230	9
17		323	11	231	8
18		298	14	196	11
19		307	9	198	8
計		1,610	56	1,109	45
20	第11次 計 画 対 象 期 間	290	9	204	9
21		228	10	147	7
22		219	5	159	5
23		245 363*	10	179	5
24		344*	5	156	4
計		1,444*	39	845	30
25	第12次 計 画	296	8	151	3
26		340	5	158	2
27		279	6	141	5
28		286	10	117	7
29		321	8	127	3
計		1,536	35	694	20

注) 1: 厚生労働省の死傷件数は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告であったが、平成24年より労働者死傷病報告のみを用いている（※印/前年との比較のため、平成23年も同様である。）。 2: 「休業4日以上」には死亡災害を含む。 3: 平成23年の厚生労働省調べ及び協会調べは東日本大震災を直接原因とする災害は含まれない。 4: () 内の数値はそれぞれの時点での速報値である。 5: 昭和39年の休業災害は休業8日以上のもの。

労働災害発生状況

表 2 労働災害発生状況の推移（全産業・港湾貨物運送）

			9 次 防	10 次 防	11 次 防	12 次 防
死亡 災害	全業種	件数	1,835	1,518	1,357	997
		増減率	—	▲ 17.2	▲ 26.0	▲ 45.7
	港湾	件数	11.20	9.00	6.00	4.00
		増減率	—	▲ 19.6	▲ 46.4	▲ 64.3
死傷 災害	全業種	件数	138,379	132,802	119,487	117,978
		増減率	—	▲ 4.0	▲ 13.7	▲ 14.7
	港湾	件数	328.4	221.8	169.0	138.8
		増減率	—	▲ 32.5	▲ 48.5	▲ 57.8

表 3 強度率、度数率、年千人率（全産業・港湾貨物運送）

		H14	H19	H24	H27	H28
強度率	全業種	0.12	0.11	0.10	0.07	0.10
	港湾	1.03	0.53	0.30	0.37	0.48
度数率	全業種	1.77	1.83	1.59	1.61	1.63
	港湾	2.52	1.56	1.28	1.17	0.97
年千人率	全業種	2.6	2.3	2.3	2.2	—
	港湾	8.5	6.7	3.4	3.1	2.6

強度率： 1,000 延実労働時間当たりの労働損失日数、

労働損失日数／延実労働時間数 ×1,000

度数率： 100 万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数、

労働災害による死傷者数／延実労働時間数 ×1,000,000

年千人率：労働者 1, 000 人あたりに発生した死傷者数の割合、

1 年間の死傷者数／1 年間の平均労働者数 ×1,000

表4 事故の型及び起因物別分類 (H25~29年 死亡災害)

分類番号 事故の型 起 因 物				1	5	6	7	10	計	
				墜落・転落	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	おぼれ		
141	動力機械	建設機械等	ブルドーザー				1		1	1
211	物上げ装置・運搬機械	動力クレーン等	クレーン	1			1		2	8
212			移動式クレーン			1		1		
215			揚貨装置		3	2		5		
222		動力運搬機	フォークリフト				3		3	6
224			ベルトコンベア			1		1		
225			フォークローダー	1				1		
226			ストラドル・キャリアー			1		1		
418	仮設物、建築物、構築物等	倉庫				1		1	3	
419		ハッチコーミング	1				1			
419		はしけ				1	1			
612	荷	タイヤ		1				1	1	
719	環境等	岸壁					1	1	1	
計				3	1	3	11	2	20	